6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kouji Kohirata, Director of Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work Underpass and one other at Naha airport second runway

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 15 P.M. 3 March 2016.

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 22 April 2016. (tenders brought with 2 : 00 P.M. 22 April 2016 or submitted by registered mail 2 : 00 P.M. 22 April 2016)

⑹　Contact point for tender documentation : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2―1―1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa prefecture, 900―0006 Japan. TEL 098―866―0031 ex. 2528

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年2月10日

契約責任者　日本たばこ産業株式会社

不動産室長　越山　光宏

◎調達機関番号　108　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　（仮称）医薬横浜研究所新築その他工事

⑶　工事場所　神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目13番2号

⑷　工事内容　次に掲げる建物の新築、取りこわし及び外構整備工事（建築・電気・設備・昇降機設備工事一式）（実施設計図書の作成含む）

新築工事

建物用途　医薬系研究施設

構造階数　鉄骨造　地下1階地上8階塔屋1階建

建物規模　建築面積約4,020㎡、延べ面積約19,410㎡（付属棟4棟含む）

既存建物取りこわし工事

建物用途　医薬系研究施設

構造階数　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上6階塔屋1階建

建物規模　建築面積約1,560㎡、延べ面積約7,050㎡（付属棟2棟含む）

外構整備工事

敷地面積　約11,499㎡

⑸　工期　新築工事（実施設計図書の作成を含む）　契約締結日から2018年12月20日まで。取りこわし及び外構整備工事　2019年4月1日から10月21日まで。

⑹　業務の実施形態

1）本工事は、効率的・効果的にコスト縮減及びスケジュール縮減を図るため、「設計・施工一括発注方式」及び「入札時ＶＥ方式」を採用する。

2）本工事の落札者は、本工事の実施設計及び建設工事に係る「（仮称）医薬横浜研究所新築その他工事の設計施工一括契約」を締結の上、建設工事に係る実施設計図書の作成及び実施設計図書に基づく建設工事を行うものとする。

3）本工事は、競争参加資格審査において適格であると認められた全ての競争参加者から、当社が求める工事目的物の性能・機能等を低減させることなく適正かつ安価に、又は同等の価格でより高い性能・機能を実現できるＶＥ提案を求め、提案をした競争参加者との協議によりＶＥ提案採否の審査を行ったのちに、全ての競争参加者の入札により契約の相手方を決定する入札時ＶＥ提案方式である。

4）本工事は、本工事に関する設計を競争参加者が自ら行うだけでなく、競争参加者より委託された本工事に関する設計を行う者（以下「設計受託者」という。）に設計を行わせることができるものとする。

2　競争参加資格　入札参加申込者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で、かつ競争参加資格の確認を受けなければならない。

⑴　成年被後見人若しくは被保佐人でないこと、又は破産者であった者は既に復権を得ていること。

⑵　次項3⑶に示す競争参加資格の確認の基準日から起算して2年前の日以降において次に掲げる者の一に該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

1）競争参加資格確認申請に当たり虚偽の申告をした者。

2）競争の執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者。

3）正当な理由なく契約の履行をしなかった者。

4）契約の履行について不正行為をし、当社に不利益を及ぼした者。

5）契約の履行について故意に当社社員の正当な権限の行使を妨害し、又は虚偽の行為により当社に不利益を及ぼした者。

6）上記1）から5）に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

7）上記1）から6）に該当する者を入札代理人として使用する者。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（2⑹の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　前項1に示した工事に係る基本設計業務等の受託者である株式会社山下設計又は当該受託者と資本（※1）若しくは人事面（※2）において一定の関連がある者でないこと。

（※1）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

（※2）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。

⑸　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑹　当社不動産室における建築工事に係る競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後当社不動産室長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑺　当社不動産室における建築工事に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,500点以上であること。（上記⑹の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の客観点数が1,500点以上であること。）

⑻　競争参加者にあっては、下記1）から3）の条件を満たす同種工事の施工実績を有する事。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）

1）2001年から公告日の前日までに竣工した動物飼育施設、ＲＩ管理施設、組換え実験施設全ての工事。（個別、同一建物は問わない）

2）2001年から公告日の前日までに竣工した動物飼育施設、ＲＩ管理施設、組換え実験施設の何れかを有し、延べ面積10,000㎡以上の安全キャビネット及びヒュームフード等の実験機器・実験設備を有する医薬系研究施設又は医薬系工場の新築又は増築の工事。ただし、増築工事にあっては増築部分が動物飼育施設、ＲＩ管理施設、組換え実験施設のうち何れかを有しかつ安全キャビネット及びヒュームフード等の実験機器・実験設備を有するものとする。

3）2001年から公告日の前日までに竣工した免震構造の施工を含む工事。なお、建物用途・規模は問わない。

⑼　次に掲げる条件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で現場代理人として配置できること。

1）一級建築士または1級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。